

令和 8 年 4 月 2 日

各県立学校長 殿

保健体育課長

児童生徒等の登下校時の安全確保について（依頼）

このことについて、別添のとおり文部科学省総合教育政策局長男女共同参画共生社会学習・安全課から依頼がありました。

新年度・新学期には、幼児や児童生徒の環境変化に伴う事故の増大が懸念されます。警察庁からも春の全国交通安全運動の重点に関連する交通事故の特徴等も示されました。また、令和 8 年 4 月 1 日より、自転車への交通反則通告制度（いわゆる青切符）も導入されました。

ついては、警察庁が自転車の基本的な交通ルール及び自転車の交通違反の指導取締りの基本的な考え方について取りまとめた「自転車ルールブック」や、自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携会議において策定された「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた効果的な交通安全教育の推進と、家庭及び地域の関係機関・団体と連携・協力を図りながら、登下校時の安全確保の充実に努めるようお願いします。

連絡先

学校体育安全係 山下

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話 099-286-5314

mail: gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

※ 本文書の分類基準表上の分類番号：「G-00-01（一般文書）」

令和 8 年 4 月 2 日
(保健体育課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

児童生徒等の登下校時の安全確保について（依頼）

このことについて、別添のとおり文部科学省総合教育政策局長男女共同参画共生社会学習・安全課から依頼がありました。

新年度・新学期には、幼児や児童生徒の環境変化に伴う事故の増大が懸念されます。警察庁からも春の全国交通安全運動の重点に関連する交通事故の特徴等も示されました。また、令和 8 年 4 月 1 日より、自転車への交通反則通告制度（いわゆる青切符）も導入されました。

については、貴管下の各学校（園）に対し、警察庁が自転車の基本的な交通ルール及び自転車の交通違反の指導取締りの基本的な考え方について取りまとめた「自転車ルールブック」や、自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携会議において策定された「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた効果的な交通安全教育の推進と、家庭及び地域の関係機関・団体と連携・協力を図りながら、登下校時の安全確保の充実に努めるようお願いいたします。

連絡先 保健体育課学校体育安全係 山下 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話 099-286-5314 mail: gakutai@pref.kagoshima.lg.jp
--

事務連絡
令和8年4月1日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県・指定都市生涯学習・社会教育主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公立大学担当課
各公立私立短期大学担当課
各国公立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

児童生徒等の登下校時の安全確保について

標記については、「令和8年春の全国交通安全運動の実施について（依頼）」（令和8年3月6日付け7文科教第1823号）に基づき、交通事故防止の徹底のため、学校等における交通安全教育の一層の充実と通学路の交通安全確保に努めていただくようお願いしているところですが、このたび、警察庁から別添のとおり、運動重点に関連する交通事故の特徴等が示されましたので、お知らせいたします。

特に新年度・新学期には、幼児や児童生徒の環境変化に伴う事故の増大等が懸念されることから、これらの情報を積極的に活用するとともに、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、交通ルールへの遵守や安全な道路の横断の仕方、自転車の走行上の注意等に関する効果的な安全教育・安全管理の徹底による幼児や児童生徒等の安全確保の更なる取組の推進をお願いいたします。

各地域において登下校時の見守り活動を実施する際は、「やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック」も御活用いただき、地域が一体となって登下校時の児童生徒等の安全確保の充実に努めていただくようお願いいたします。

また、令和8年4月1日より、16歳以上の者が行った自転車の一定の交通違反に対して、交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されましたので、ヘルメットの着用をはじめ、自転車の基本的な交通ルール及び自転車の交通違反の指導取締りの基本的な考え方について取りまとめた「自転車を安全・安心に利用するために―自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入―【自転車ルールブック】」や警察庁が設置する「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携会議」において策定された「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた効果的な交通安全教育の推進に努めていただきますようお願いいたします。

文部科学省では、児童自身が考えながら学べる視覚的教材として、「クイズでまなぼう！たいせつないのちとあんぜん」を作成しているほか、登下校時の安全確保を図るため、スクールガード・リー

ダ一等の地域の見守り活動ボランティア活動に対する支援を行っておりますので、ぜひご活用いただきますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会及び各都道府県知事・指定都市市長におかれては域内の市区町村教育委員会及び認定こども園主管部局、所管又は所轄の学校（専修学校・各種学校、幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）及び学校法人等に対し、各国公立大学法人の長におかれてはその設置する学校に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれてはその設置する高等専門学校に対し、大学を設置する各地方公共団体の長及び各文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては所轄の学校に対し、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては所管の学校に対し、周知方よろしくお取り計らい願います。

（参考 1）文部科学省×学校安全ポータルサイト

<https://anzenkyoui.ku.mext.go.jp/>

※「自転車を安全・安心に利用するために—自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入—【自転車ルールブック】」の周知について（令和 7 年 10 月 21 日 事務連絡）

※「自転車の交通安全教育ガイドライン」の周知・活用の推進について（令和 7 年 12 月 15 日 事務連絡）

（参考 2）やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック

<https://anzenkyoui.ku.mext.go.jp/tougekouminanori/index.html>

（参考 3）クイズでまなぼう！たいせつないのちとあんぜん

https://www.mext.go.jp/a_nenu/kenko/anzen/1358581.htm

【本件連絡先】

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
T E L : 03-5253-4111（内線 2695）
E-mail : anzen@mext.go.jp

令和 8 年 3 月 26 日
警 察 庁 交 通 局

令和 8 年春の全国交通安全運動の実施について

1 実施期間

4 月 6 日(月)から同月15日(水)までの10日間
(交通事故死ゼロを目指す日 4 月10日)

2 主催

内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村及び関係13団体

3 運動重点

- (1) 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- (2) 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底

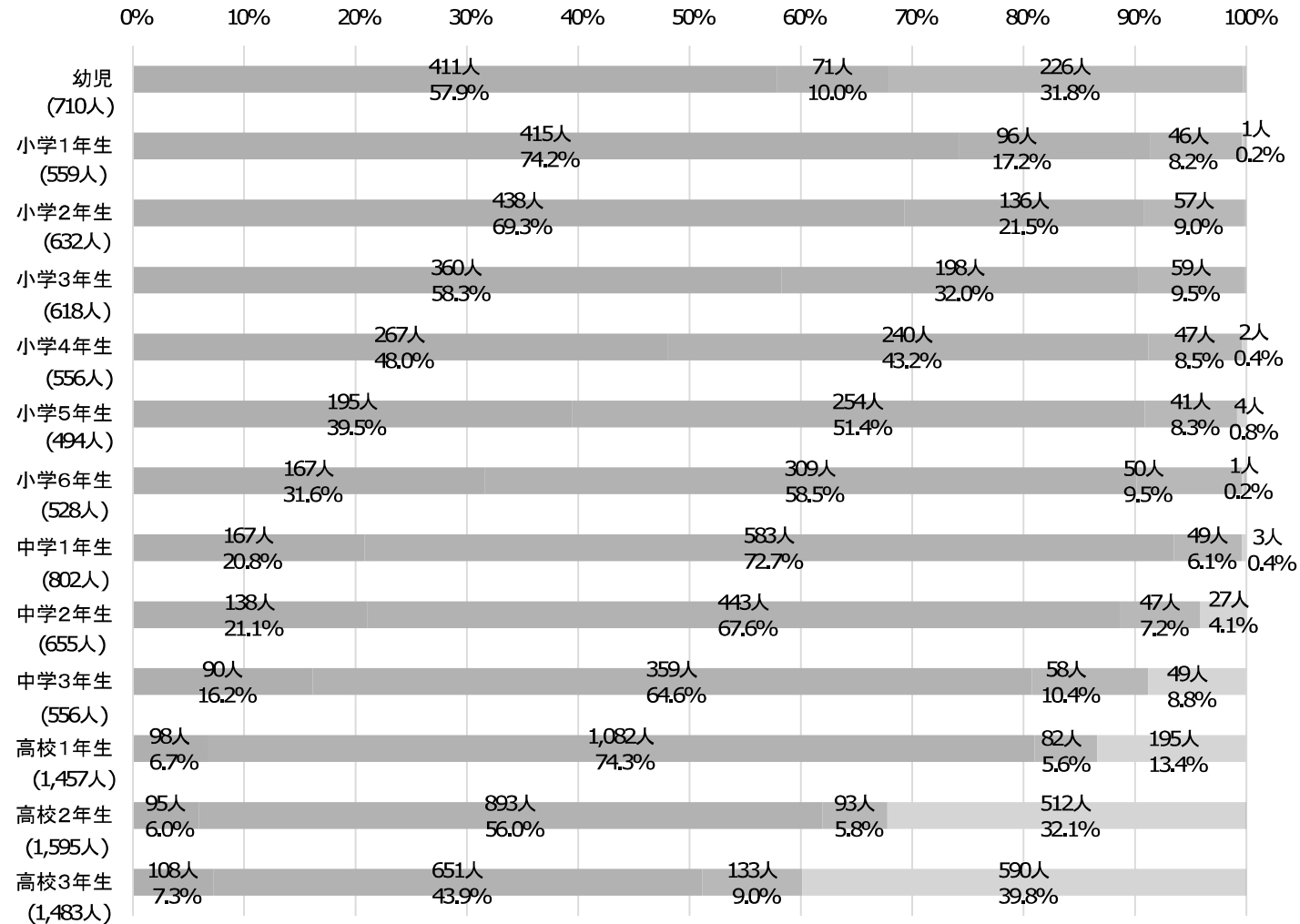
4 運動重点に関連する交通事故の特徴等

- (1) 運動重点(1)関係（こどもに関連する交通事故の特徴）
 - 小学生は低学年ほど歩行中の事故、高学年になるほど自転車乗用中の事故の割合が高い。
 - 中学生・高校生は自転車乗用中の事故の割合が最も高く、学年が上がるにつれて二輪車乗用中の割合が高い。
 - 高校生から死者・重傷者が大きく増加し、特に自転車乗用中が増加
 - 月別では、幼児では大きな差は見られないが、児童では4月から6月にかけて増加
 - 通行目的別では、幼児は「遊戯」、児童は「下校」が最多
 - 法令違反等別では、幼児・児童とも「飛出し」が多い。
- (2) 運動重点(2)関係（自動車に関連する交通事故の特徴）
 - 携帯電話等使用による死亡・重傷事故は近年増加傾向
 - 携帯電話等使用時の死亡事故率は不使用時の約3.4倍
 - チャイルドシート使用率は年齢とともに低下
 - チャイルドシート不使用時の致死率は使用時の約3.7倍
 - シートベルト非着用時の致死率は着用時の約14.8倍
- (3) 運動重点(3)関係（自転車に関連する交通事故の特徴）
 - 通行目的別では、小学生では「訪問」が最多、中学生・高校生では「登校」が最多
 - ヘルメット着用率は、小学生は全学年で約3割、中学生は1年生が最も高く約5割で、学年が上がるにつれ低くなり、高校生は全学年で低い。
 - 自転車乗用中死者数は減少傾向にあるが、法令違反ありの構成率は約8割前後で高止まり。

○ 幼児・児童・生徒に関連する交通事故の状況

- 小学生は低学年ほど歩行中の事故、高学年になるほど自転車乗用中の事故の割合が高くなっている。
- 中学生・高校生は自転車乗用中の割合が最も高く、学年が上がるにつれて二輪車乗車中の割合が高くなっている。
- 高校生から死者・重傷者が大きく増加し、特に自転車乗用中が増加

幼児・児童・生徒の状態別死者・重傷者数【令和3年～7年合計】



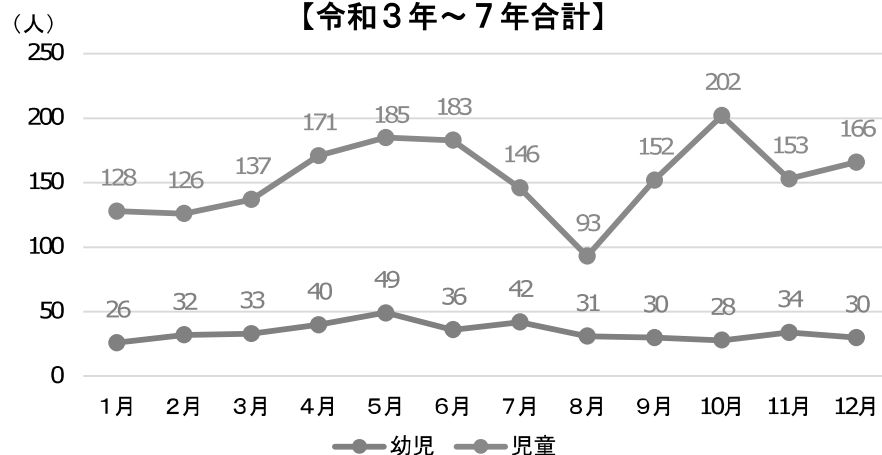
(注)「幼児」とは、未就園児と就園児をいう。
「児童」とは、小学生をいう。
「生徒」とは、中学生及び高校生をいう。

■ 歩行中 ■ 自転車乗用中 ■ 自動車乗車中 ■ 二輪車乗車中 ■ その他

○ 幼児・児童の歩行中の事故

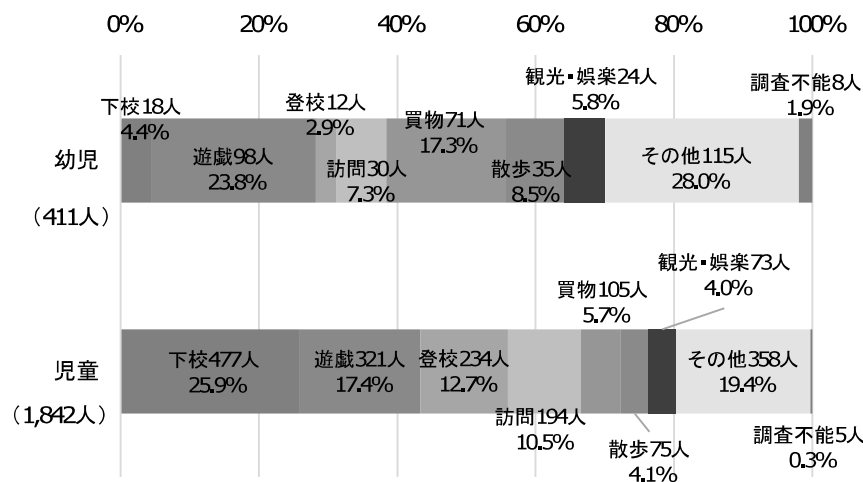
- 月別では、幼児では大きな差は見られないが、児童では4月から6月にかけて増加する。
- 通行目的別では、幼児は「遊戯」、児童は「下校」がそれぞれ最多
- 法令違反等別では児童・幼児とも「飛出し」が多い

歩行中幼児・児童の月別死者・重傷者数
【令和3年～7年合計】



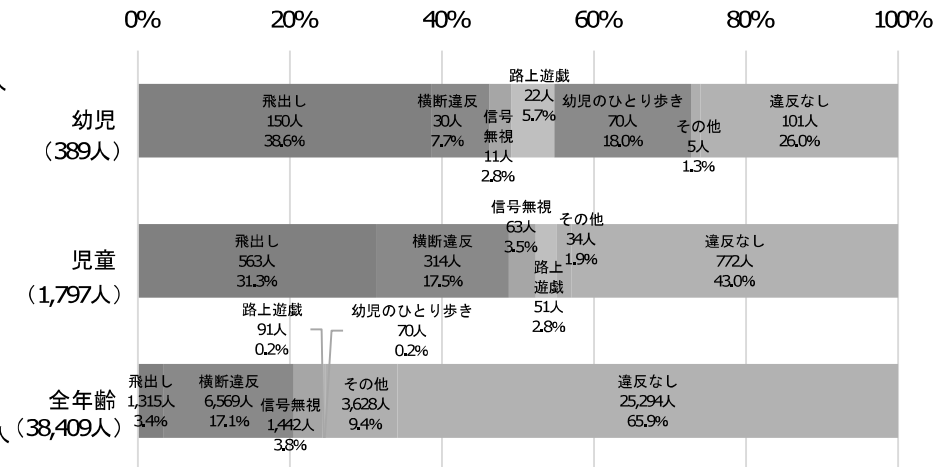
(注)「幼児」とは、未就園児と就園児をいう。
「児童」とは、小学生をいう。

歩行中幼児・児童の通行目的別死者・重傷者数
【令和3年～7年合計】



(注)「幼児」とは、未就園児と就園児をいう。
「児童」とは、小学生をいう。

歩行中幼児・児童（第1・第2当事者）の法令違反等別死者・重傷者数【令和3年～7年合計】

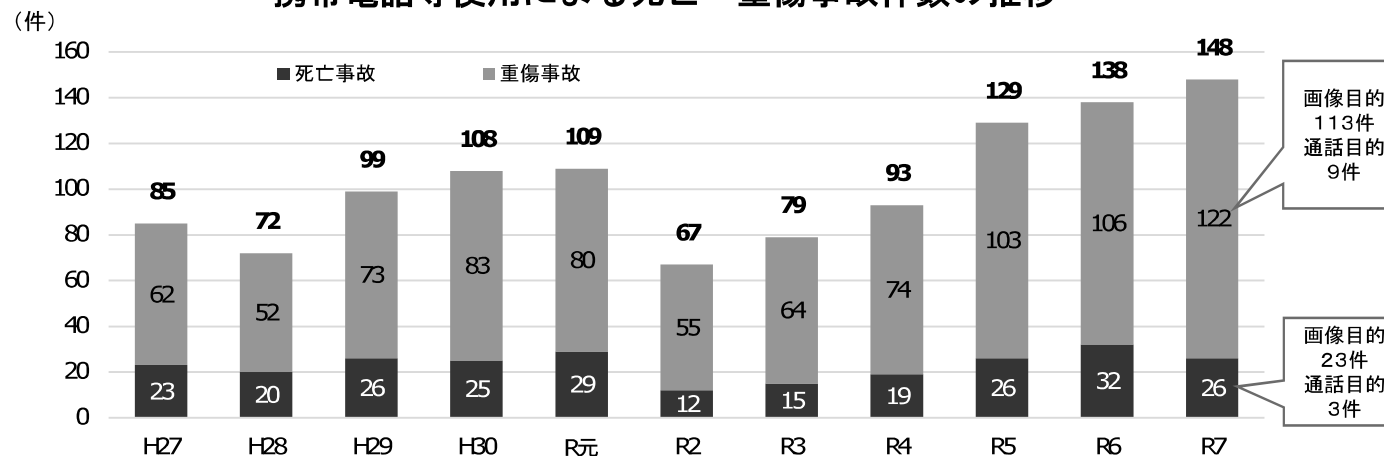


(注)「幼児」とは、未就園児と就園児をいう。
「児童」とは、小学生をいう。

○ 自動車～携帯電話等使用

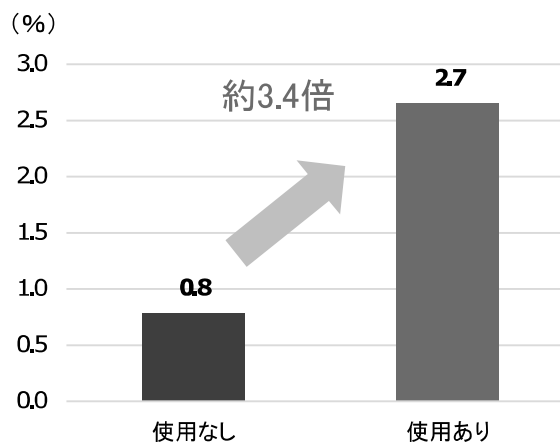
- 携帯電話等使用による死亡・重傷事故は近年増加傾向
- 携帯電話等使用時の死亡事故率は不使用时の約3.4倍

携帯電話等使用による死亡・重傷事故件数の推移



(注) ・第1当事者が一般原付以上の件数。
・携帯電話、スマートフォンの使用が要因となって発生した事故を集計。

携帯電話等使用有無別死亡事故率の比較【令和3年～7年合計】

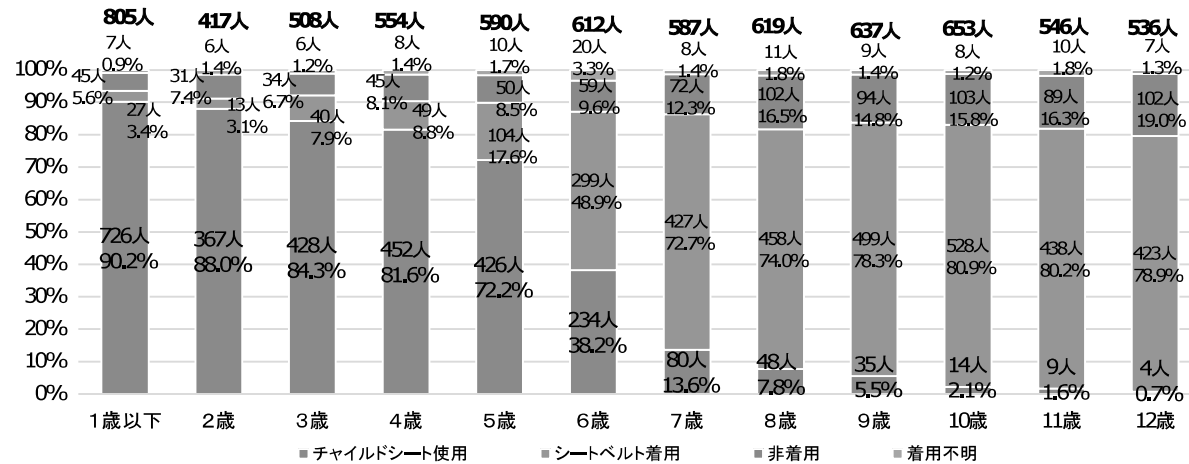


(注) ・第1当事者が一般原付以上を集計。
・「死亡事故率」とは、第1当事者が一般原付以上の交通事故件数に占める死亡事故件数の割合をいう。

○ チャイルドシート・シートベルト

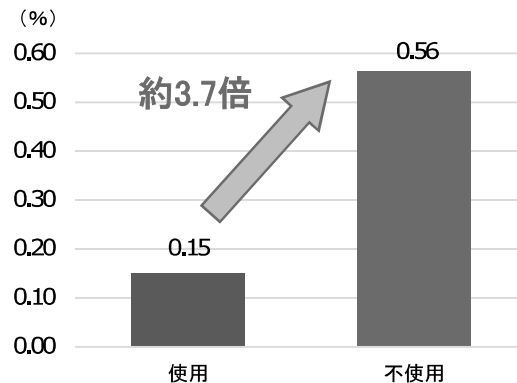
- チャイルドシート使用率は年齢とともに低下
- チャイルドシート不使用時の致死率は使用時の約3.7倍
- シートベルト非着用時の致死率は着用時の約14.8倍

自動車同乗中幼児・児童のチャイルドシート使用状況別死傷者数
【令和7年】



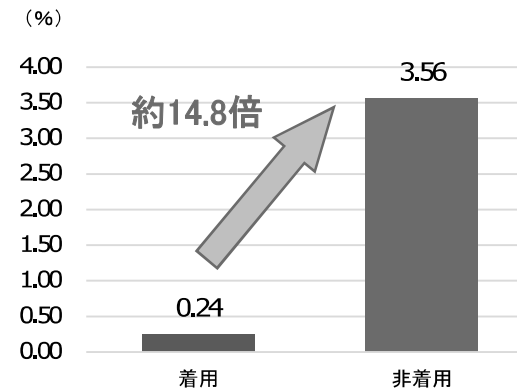
(注) 「幼児」とは6歳未満の者、「児童」とは6歳以上12歳以下の者をいう。以下同じ。

自動車同乗中幼児のチャイルドシート使用有無別
致死率比較【令和3年～7年合計】



(注) ・「致死率」とは、死傷者のうち死者の占める割合をいう。以下同じ。
・「不使用」とは、シートベルトを使用していた者及びチャイルドシート・シートベルトいずれも使用・着用していなかった者をいう。

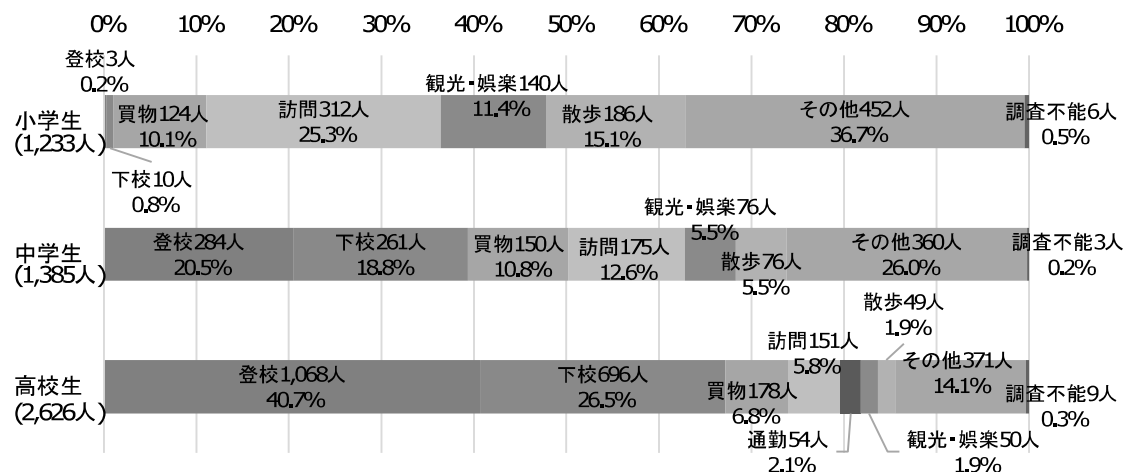
〈参考〉自動車乗車中のシートベルト着用有無別
致死率比較【令和3年～7年合計】



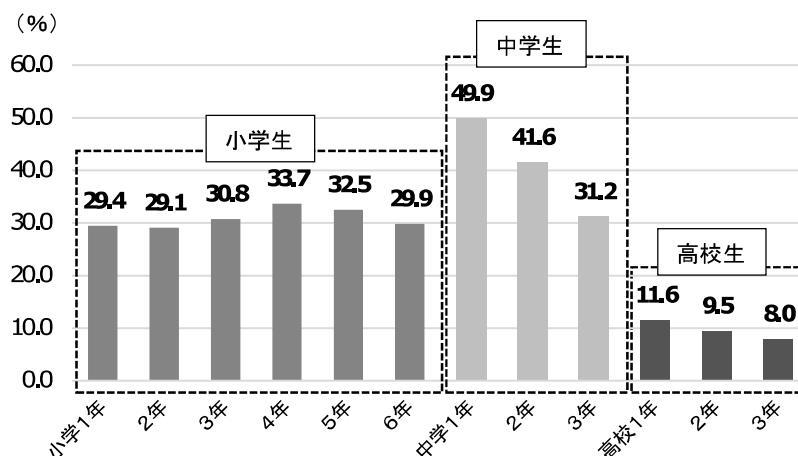
○ 児童・生徒の自転車事故

- 通行目的別では、小学生では「訪問」が最多、中学生・高校生では「登校」が最多
- ヘルメット着用率は、小学生は全学年で約3割、中学生は1年生が最も高く約5割で、学年が上がるにつれ低くなり、高校生は全学年で低くなっている。
- 自転車乗用中死者数は減少傾向にあるが、法令違反ありの構成率は約7割から8割で高止まり

児童・生徒の通行目的別自転車乗用中死者・重傷者数【令和3年～7年合計】



児童・生徒の学齢別ヘルメット着用率【令和3年～7年合計】



(注) ・「ヘルメット着用率」とは、全死傷者のうち、ヘルメットを着用していた者の割合。

〈参考〉自転車乗用中死者数（第1・第2当事者）の推移

